

令和 8 年度
空港滑走路用凍結防止剤購入
特 記 仕 様 書

秋田県大館能代空港管理事務所

令和 8 年 1 0 月

秋田県凍結防止剤購入特記仕様書

第1条 目的

本仕様書は、秋田県が使用する凍結防止剤の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入計画書

凍結防止剤納入者（以下「納入者」という。）は契約後速やかに管理事務所の除雪担当職員（以下「担当職員」という。）に運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出し、承認を得なければならない。

第3条 納入期限

納入者は、注文を受けた都度、必要とされた量を担当職員が指定した場所及び期日に納入（荷下ろしを含む）しなければならない。

荷渡し条件	・荷渡し場所 大館能代空港 除雪車庫 ・袋詰めでの納入（20kg／袋ないし25kg／袋程度） ・注文してから1週間以内に納入すること。 ・1回当たりの最大荷渡し量 2,000kg
-------	---

第4条 納入立会

納入にあたっては、担当職員または除排雪業務受注者と立ち会い、品質及び納入量の確認を受けるものとする。

第5条 凍結防止剤の規格

（1）凍結防止剤は、次の規格に適合しなければならない。

種類	ギ酸系ナトリウム
品質	・粒状 ・約6.0mm以下 ・AMS取得又は同等の試験を受けている物

（2）凍結防止剤の材料は、あらかじめ品名、製造元または生産地、品質規格を添付した材料承諾書を提出し、担当職員の承諾を得なければならない。

なお、凍結防止剤の品質を判定できる資料については、AMS取得又は同等の試験を受けていることがわかる証明書等及び公的試験機関による品質試験成績書等とする。

（3）納入者は、その品質に疑義が生じ担当職員より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い分析証明書または製品成分構成表等を速やかに提出しなければならない。

なお、これに要する費用は契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。